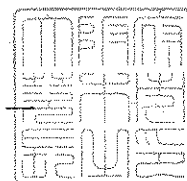


暫定広場運営検討等支援業務委託に係る
プロポーザル公告について

暫定広場運営検討等支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和2年2月18日
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 市民が主体となって公共空間（広場）を利活用していくためには、管理・ルール面の検討やコーディネーター機能について、市民や市内事業者の参加を得ながら検討し、将来的なマネジメント体制を考えていく必要があることから、暫定広場（令和2年9月供用開始予定）における利用ルール作りをワークショップで行うほか、社会実験等を通じてコーディネート、マネジメントの検討を行う。
- (2) 業務名 暫定広場運営検討等支援業務委託
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 当該業務の予算額

9,911,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和2年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課宛に送信すること。

提出期限：令和2年2月26日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kouji/index.html>

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式 3 号）

② 業務実施体制調書（様式 4 号）

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課（茨木市役所本館 3 階）

ウ 提出期限：令和 2 年 3 月 2 日（月）午後 5 時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

5 問い合わせ先

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 末松、的場

TEL 0 7 2 - 6 5 5 - 2 7 5 7（直通）

E-mail: atochi@city.ibaraki.lg.jp